

○小川村重度身体障害者福祉タクシー利用券交付要綱

平成6年7月1日要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度身体障害者（以下「障害者」という。）のタクシー利用に対して、小川村重度身体障害者福祉タクシー利用券（様式第1号。以下「利用券」という。）を交付し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において利用券は、1枚700円とし、タクシーの利用1回につき1枚をもって交付されるものをいう。

(交付対象者)

第3条 利用券の交付対象者は、次の表のとおりとする。

障害の区分	障害の程度
体幹の機能障害	身体障害者手帳 1級及び2級
下肢の機能障害	〃 1級及び2級
視覚障害	〃 1級及び2級
内部障害 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	〃 1級及び3級

(利用券の申込)

第4条 利用券の交付を受けようとする者は、小川村重度身体障害者福祉タクシー利用券交付申請書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(利用券の交付)

第5条 村長は、第4条に規定する申請書が提出されたときは、速やかに利用券を交付するものとする。ただし、利用券は、1月4枚を限度とする。

2 前項の規定による利用券は、原則として1月4枚の割合をもって、当該申請書の提出された日の属する月（以下「申請月」という。）から申請月の属する年度の末月までの分をまとめて交付するものとする。

(利用券の返還)

第6条 第5条の規定による利用券の交付を受けた者は、次の各号に該当したとき（第1号に該当するときは、その保護者又は近親者）は、速やかに利用券を村長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 村外に住所を変更したとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。